

各位

株式会社あらた
代表取締役社長執行役員
須崎 裕明

当社第21期定時株主総会における第1号議案及び第2号議案に関する補足説明

2023年6月27日に開催いたします、当社第21期定時株主総会の決議事項の第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件におきまして、候補者である石井秀雄氏に対して議決権行使助言会社であるISS (Institutional Shareholder Services) が独立性に問題ありとして「AGAINST」を表明しております。

当社はISSが表明しております「AGAINST」の内容を精査させていただき、改めて石井秀雄氏について、以下の点から独立性があると判断していることについて補足説明させていただきます。

また、第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件におきまして、候補者である八尾紀子氏についても独立性に関する補足説明を以下にさせていただきます。

1. 監査等委員である取締役候補者石井秀雄氏が独立性を確保していると判断する理由の補足説明

①期間の経過

㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行)を2008年3月に退職してからすでに15年以上(クーリングオフ期間)経過しており、㈱みずほ銀行(以下、同行)からの影響又は同行への影響を持っているとは考えておらず、期間の経過により独立性は確保されていると考えます。

②開かれた金融機関との取引

同行は当社が借入のある取引金融機関13社のうちの一つであり、取引金融機関の選定は現在の取引状況や多くの金融機関から提示いただく利率等を勘案して、執行部門である業務本部が決定しております。当社は他の金融機関とも幅広い取引関係を有しており、そのすべての金融機関とバランスの取れた良質なビジネスパートナーとしての立場を維持しております。なお、石井秀雄氏が同行に在籍していた間に、当社と同行の取引に石井秀雄氏が関与した事実はございません。

③金融機関との取引における執行と監督の分離

投融资案件の意思決定に関しては、金額に応じた職務権限が定められており、その額が一定額以上の案件は取締役会で審議する規定となっております。取締役会審議の対象は『投融资の可否』についてであり、どの金融機関から資金調達するかは、執行部門である業務本部がその役割を担っております。

④株式の保有解消

当社は政策保有株式について、経済合理性等を個別銘柄毎に判断し、毎年1回財務の執行部門である業務本部が主体となって方針を策定し取締役会で決定しております。その方針に従って2023年3月期まで保有しておりました㈱みずほフィナンシャルグループの株式5,300株を、2023年5月に全て売却を行い株式の保有は解消しており、金融機関からの独立性は確保されております。(㈱みずほフィナンシャルグループは2023年3月期において当社株式を保有しておりません)

(まとめ)

石井秀雄氏の独立性について、以下の理由から

利益相反の可能性はなく、公正かつ中立な立場で取締役の職を遂行できると判断しております。

①同行を退社してすでに15年経過

②多くの取引金融機関の一つ

③借入を行う金融機関の決定は執行部門である業務本部が担当

④2023年3月期に当社が保有する㈱みずほフィナンシャルグループ株式5,300株は2023年5月に全て売却済み

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者八尾紀子氏が独立性を確保していると判断する理由の補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者である八尾紀子氏は、2021年4月より顧問契約を締結しておりますTMI総合法律事務所(以下、同所)のパートナーであります。当社の担当弁護士でなく、また同所は当社の複数ある顧問弁護士事務所(5社)の一つにすぎず、同所に支払う顧問料も一般的な金額と判断していることから、独立性を確保しており、利益相反の可能性はなく、公正かつ中立な立場で取締役の職を遂行できると判断しております。

顧問料は2023年3月期の売上高比率では0.001%以下です。

以上